

『あきたの文芸第57集』 作品募集要項

1 趣旨  
あきた県民文化芸術祭2024の一環として、県民の創作意欲の高揚と文芸活動の普及・振興を図るため、文芸作品を公募し、優秀作品を掲載した文芸誌「あきたの文芸」を刊行します。

2 主催等  
主催：秋田県  
共催：一般社団法人秋田県芸術文化協会、秋田県教育委員会

3 応募資格  
秋田県内に在住又は勤務(通学)している者、県出身者(過去に1年以上居住したことがある者を含む)。若しくは県内の文芸団体に所属している者であって、16歳以上(令和6年度中に16歳になる者を除く)であること。

4 募集作品(6部門)  
●小説・評論(児童文学を含む) 四〇〇字詰め「原稿用紙」の場合は30枚〜50枚  
●PC出力の場合「A4用紙」に20行×20字で印刷し30枚〜50枚  
●又は40行×30字で印刷し10枚〜17枚(二〇、〇〇〇字以内)  
●短評 本文50行以内。PC出力の場合は「A4用紙」に20行×20字で印刷し7枚  
●七言で1作品 七言で1作品 ●俳句 七言で1作品  
●エンセイ(紀行文を含む)四〇〇字詰め「原稿用紙」の場合は5枚〜6枚程度  
●PC出力の場合は「A4用紙」に20行×20字で印刷し5枚〜6枚程度  
●又は40行×30字で印刷し2枚程度(二〇、〇〇〇〜二一、四〇〇字程度)  
\*各部門とも提出する様式を「原稿用紙」又は「A4用紙」に統一してください。「原稿用紙」は四〇〇字詰め、「二〇〇字詰め」のどちらでも構いませんが、右記の枚数・字数制限等に注意してください。

5 応募作品の規定  
○作品は未発表の自作品に限ります。生成AIの使用は不可とします。また、他の文字賞やコンクールとの二重投稿はご遠慮ください。盗作など当該作品のオリジナリティが認められないと判断した場合は受賞後であっても賞を取り消すことがあります。  
○作品原稿には部門名・題名を必ず記入してください。  
○全部門にわたって応募できますが、1部門につき1作品に限ります。応募後の訂正はできません。  
○日本語の縦書き・楷書で記載してください。作品の中では新・旧仮名遣いを統一してください。

6 募集期間  
令和6年6月1日(土)〜8月31日(土)(当日必着)

7 投稿料  
1,000円(1部門につき)※学生無料(学生証)コピー添付)  
\*例)1人で俳句と川柳に応募する場合は1,000円

「あきたの文芸」第57集 作品応募票

\*太枠内全てご記入ください 令和6年8月31日(土) 必着

部門名	部門		
題名			
住所	〒		
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内在住</li> <li>・県内出身(出身市町村名)</li> <li>・県内勤務</li> <li>・県内通学</li> <li>・県内の文芸団体に所属(文芸団体名)</li> </ul>		
電話番号			
ふりがな			
氏名(本名)			
ふりがな			
筆名	※筆名を使用しない場合は「なし」と記入してください。		
年齢	歳	性別	男・女
応募歴	これまでの応募の有無 (どちらかに○)		
入賞歴	入賞歴 (例: R5 奨励賞)		

\* 本票がない場合は受付できません。(不足する場合はコピーしてください)  
\* 作品原稿には、部門名・題名・本文のみを記載し、住所・氏名等は記載しないでください。  
\* 投稿料 1,000円を下記ゆうちょ銀行の口座にお支払いください。(学生無料)  
名義：あきた県民文化芸術祭2024推進事務局 番号記号：02200-4-110013

*事務局使用欄(記入しないでください)			
受付	支払日	月	日
	確認日	月	日

\* 学生は投稿料を無料とします。で、学生証のコピーを応募票に添付してください。  
\* 令和6年8月31日までににお支払いください。

先送金  
ゆうちょ銀行(最寄りの郵便局をご利用ください)  
口座記号番号：02200・4・110013  
名義：あきた県民文化芸術祭2024推進事務局

8 賞及び作品掲載  
選考により、最優秀賞、奨励賞、入選、グリーン賞(応募時点で25歳までが対象)の受賞作品を決定します。  
受賞作品は「あきたの文芸第57集」に掲載されます。  
\* 支払方法はゆうちょ口座への送金のみ受け付けます。郵便局に備付けの払込取扱票(青色)によりお支払いください。  
\* 銀行等からの振り込みによる場合は投稿者本人の名義により次の口座にお願いします。  
銀行名：ゆうちょ銀行(金融機関コード：9900) 店名：三十九店(三ツギウウ) 店番：229 預金種目：当座 口座番号：01100103  
\* 手数料はご負担ください。入金後はいかなる理由があっても返金できません。  
\* 現金・定額小為替の同封や、現金書留によるお支払いは受け付けできません。

9 受賞者発表  
選考終了後、受賞者に郵送でお知らせします。(10月中旬予定)  
また、次のサイトに掲載するとともに報道機関に情報提供します。  
(フナキデンキ) <https://common3.pref.akita.jp/funka/>  
(美の国あきたキヤン) <https://www.pref.akita.jp/culture/>  
表彰式(予定)  
令和6年11月20日(水) 秋田県庁 第二庁舎8階 大会議室

10 応募先・問合せ先  
秋田県 観光文化スポーツ部 文化振興課 あきたの文芸担当  
〒010-0857-2 秋田県秋田市山王三丁目1番1号  
TEL 010-8901-5000 FAX 010-8901-3880  
Eメール bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp

11 応募作品の提出  
\* 応募はメールで受け付けます。作品は、ワープロソフト(Microsoft Word、JusSystems 太郎又はその互換性)を有するソフト等により作成された電子データ又はPDFデータとして、作品応募票を添付してください。  
\* メールでの応募については、応募後1週間以内に事務局から受領確認の返信をします。返信がない場合は再度ご連絡ください。

12 その他  
\* この要項にある規定に沿わない作品については、受け付けられない場合があります。  
\* 応募等のため、ご応募に際してお手配が必要な方は、右記問合せ先にご相談ください。  
\* 応募者全員に「あきたの文芸第57集」を1冊お送りします。(1月中旬発行、12月上旬発送予定)  
\* 応募作品の著作権は応募者に帰属するものですが、受賞者は「あきたの文芸第57集」への作品掲載及びその広報に必要な著作権について、主催者に対しその使用を無償で承認したものとします。(広報には、主催者及び共催者のサイトへの作品掲載や新聞等への情報提供及び作品掲載を含みます)  
\* 応募により得た個人情報(「あきたの文芸第57集」に関する連絡以外には使用しません)ただし、受賞者については、在住・出身市町村名及び氏名(筆名)を「あきたの文芸第57集」及び報道発表で公表します。その他の応募者についても「あきたの文芸第57集」で在住・出身市町村名及び氏名(筆名)を公表することがあります。  
\* 応募作品は返却しませんので、必要な方は応募前にコピーを保存してください。

〈切り取り線〉